

PFI事業に係る実施方針の策定の見通し(令和8年度)

令和8年4月1日  
岡 山 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第1項、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成23年内閣府令第65号)第2条の規定に基づき、本年度に策定を予定している実施方針の内容を、次のとおり公表します。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合があるため、詳細は実施方針をご確認ください。

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
岡山市アリーナ 整備・運営事業	事業契約締結日から 令和45年(2063年)3月(予定)	岡山市アリーナに係る設計、 建設、工事監理、維持管理及び 運営等	岡山市北区野田四丁目 地内 ほか	令和8年(2026年)10月(予定)